

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定施設の設置の許可	
根拠法令・条項	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○瀬戸内海環境保全特別措置法（抜粋） （特定施設の設置の許可） 第5条 関係府県の区域（政令で定める区域を除く。）において工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（同条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の一日当たりの最大量が50立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、許可を受けなければならない。 （特定施設の設置の許可の基準） 第6条 前条第1項の申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。 (2) 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。 2 前条第1項の許可の申請に係る特定施設が前項第1号に該当する場合においても、同条第1項の許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（抜粋） ※（設置の許可を要しない施設） 第4条 法第5条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 下水道終末処理施設 (2) 地方公共団体が設置するし尿処理施設 (3) 地方公共団体（港湾法第2章第1節の規定により設立された港務局を含む。）が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第15号に規定する廃油処理事業をいう。）の用に供する廃油処理施設</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3か月
	標準処理期間を設定できない理由	